

フェロー選考規定

日本伝熱学会の発展と、伝熱工学の進展に貢献が期待される個人を讃えるために、フェロー称号付与に関する制度を設ける。

1. フェロー選考委員会の設置

会長は、理事会の下に、下記の構成員からなるフェロー選考委員会を設置する。設置は当該年度の第2回理事会とする。また、選考委員会委員長は会長が指名するものとする。

(1) 副会長3名

(2) フェロー称号を有する理事3名

(3) 理事会構成員以外でフェロー称号を有する正会員3名

ただし、初回認定は、特例として副会長3名、部会長及び会長副会長経験者3名からフェロー選考委員会を構成するものとする。また、委員会設置は第1回理事会で行うものとする。

なお、フェロー選考委員会の構成員については理事会での承認を必要とする。承認は当該年度の第3回理事会とする。ただし、初回認定は、第1回理事会にて委員会設置と同時に承認を得るものとする。

2. フェロー選考

(1) フェロー選考委員会委員長は、フェロー選考委員会を招集する。

(2) 選考委員会は候補となり得る有力候補者を調査し、合議により最終フェロー候補者選定する。ただし、初回認定においては、選考委員会の合議によるものであれば、選考委員会委員とフェロー候補者の重複は妨げない。

(3) 選考委員会は、最終候補者を理事会に付議し、理事会での承認を得るものとする。認は当該年度の第4回理事会とする。ただし、初回認定は、第2回理事会での承認とする。

(4) 理事会承認と本人の承諾が得られた候補者にフェロー称号を付与するとともに、フェロー正会員とする。

(5) 会長は当該年度にフェロー称号を得た会員を通常総会にて報告するものとする。ただし、初回認定は次年度の通常総会での報告とすることができる。

3. フェロー資格

フェロー候補者の資格は、原則として、正会員歴10年以上で、それまで伝熱学分野で特に顕著な貢献をなし、現在も活動中の本会正会員、またはそれまで社会あるいは本会の発展に特に顕著な貢献をなし、現在も活動中の本会正会員とする。

4. フェロー称号付与者数

フェロー称号付与者数は活動中の正会員数の7.5%程度とする。なお、本規則制定時の正会員数に基づけば70名程度であり、初回認定は65名程度、二回目以降は年平均5名程度の認定と見積もられる。ただし、65歳を超えたフェロー正会員は、フェローの称号のみを残し、会費は通常の正会員あるいはシニア会員扱いし、フェロー称号付与者数の見積には含めない。

5. 本規程の改定

本規程の改定は理事会の議決により行う。ただし、特定の会員が著しく不利益となるような改定を行ってはならない。

令和8年5月28日 制定